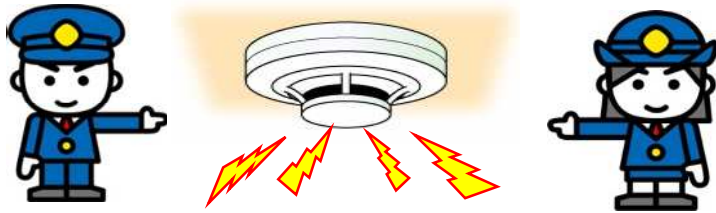


住宅用火災警報器

設置はお済みですか？点検は実施してますか？

令和3年3月1日から令和3年3月7日まで**春季全国火災予防運動週間**です。



住宅用火災警報器は、大切な命と財産を火災から守ります！！

埼玉県消防長会
住宅用火災警報器設置対策連絡会

住宅用火災警報器に関する
お問い合わせはこちらまで

児玉郡市広域消防本部 予防課

電話 0495-24-8392

FAX 0495-24-8393

住宅用火災警報器を設置しましょう

全国では、住宅火災により、昨年約900人の方々の尊い命が犠牲となっています。

このうちの約5割が「逃げ遅れ」によるもので、特に**就寝時間帯**に多く発生しております。

「住宅用火災警報器」は、早期に火災を感知し、「逃げ遅れ」による犠牲者を防ぎ、被害を最小限にすることを目的としています。

⚠️ 消防法が改正され、現在ではすべての住宅に設置が義務付けられています。

これまで実際に「住宅用火災警報器」を設置していたことで、大事に至らずに済んだ以下のような奏功事例が数多くあります。



事例1
タバコを吸いながら寝てしまったため火種が布団に落下して発煙したが、寝室に設置された住宅用火災警報器が作動したことで火災になる前に消火することができた。



事例2
コンロの火を消さずにその場を離れたため天ぷら鍋に火が入ってしまったが、台所に設置された住宅用火災警報器が作動したことで早期に火災を発見し、消火器で消火することができた。

ただいま、埼玉県内 住宅用火災警報器
一斉広報実施中！！

日頃の点検・お手入れ方法

「点検方法」

月に1回機器のボタンを押したり、引きひもを引っ張りましょう。
(点検することで電池切れや故障の確認ができます。)



「お手入れ方法」

半年に1回掃除機や布等で機器に付いているホコリなどを取り除きましょう。
(センサー部の汚れが、火災の感知遅れや誤作動を引き起こすことがあります。)

警報器・電池の交換時期

「点検・自動試験機能によるお知らせ」

点検時、または自動試験機能により、

『故障』のお知らせ → 機器本体を交換

『電池切れ』のお知らせ → 電池もしくは機器本体を交換

(警報音や表示灯の点灯・点滅の違いは取扱説明書や以下をご確認ください)

↓↓↓ 一般社団法人 日本火災報知機工業会 「警報器が鳴ったときの対処方法」

<https://www.kaho.or.jp/pages/top/index.html>

▼ 点検時に警報音や表示灯が点灯・点滅しないときは…

電池がきちんとセットされているかを確認し、

それでも作動しない場合は電池切れや故障の可能性があります。

「製造から10年が経過する警報器」

設置から10年を目安に機器本体を交換しましょう。

古くなると電子部品の寿命や電池切れ等が発生し、火災を感知しなくなる危険性があります。

火災以外で鳴った時は？

火災以外の煙や蒸気などで警報音が鳴ったときは、機器のボタンを押したり、引きひもを引き警報音を止め、その後、部屋の換気をしましょう。

※換気をしないと再び警報音が鳴ってしまう可能性があります。